

医療費控除の申告を予定されている皆様へ

エーザイ健康保険組合

1. 医療費控除とは？

概要

確定申告をする方(以下「納税者」)が、ご自身またはご自身と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得税控除を受けることができる制度です。

対象となる医療費

- ・納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること
- ・その年の1月1日～12月31日までの間に支払った医療費であること

対象となる金額

次の計算式で計算した額(最高200万円まで)

実際に支払った医療費の合計額－①の金額－②の金額

① の金額⇒保険金などで補填される金額

例:生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など(健保給付金)

注)保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

② の金額⇒10万円

(その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額)

手続き

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署長に対してご提出ください。

提出書類、添付資料などの詳細については、最寄りの税務署でご確認ください。

この項は国税庁のホームページ等を参考に作成しました。

申告の内容でご不明な点やご相談などがありましたら、お近くの税務署へお問い合わせください。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

e-Tax国税電子申告・納税システム <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

2. 「医療費のお知らせ」と「保険給付金支給決定通知書」について

エーザイ健保組合では、医療費のお知らせは、エーザイ健康マイポータルの医療費に掲載し、保険給付については対象者に決定通知書を郵送しています。

以下、それぞれの資料について説明します。

「医療費のお知らせ」

毎月の医療費がどれくらいかっているのかをご確認いただけます。医療費控除用に必要な場合は、必要年度を指定して印刷してください。

「保険給付金支給決定通知書」

エーザイ健保組合から支給された高額療養費や付加給付などの金額が分かります。

「決定通知書」の名のとおり、健保から支給する額を決定したことの通知であり、

前述の“実際に支払った医療費の合計額”から差し引く額(①の金額)の証明ともなります。

申告の際の添付資料として提出を要請される場合もありますので、添付が必要か提出前に税務署へ確認してください。

「決定通知書」を添付する場合には、健保まで依頼してください。

3. Q&A

Q:12月に入院しました。医療費が高額だったので、この分を医療費控除したい。

健保からの給付はありますか。支払はいつになりますか。

A:健保給付金の支給決定は、診療を受けられた月の3ヵ月後(最短)です。

この場合、確定申告期間中に支給額を決定することは出来ません。翌年の確定申告で医療費控除の手続きをしてください。

Q:装具代の申請をして、7割分は健保からの給付があったが、残り3割分(自己負担分)を申告したい。領収書は返却してもらえるのか

A:領収書は返却できません。自己負担分の証明書をお送りしますので、健保組合へ「保険給付金支給決定通知書」の交付を依頼してください。

本件に関するお問い合わせ

エーザイ健康保険組合

TEL :03-3817-5316

E-mail : ML_EISAIKENPO@hhc.eisai.co.jp